

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重ベタニヤ（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、理事会及び評議員会に出席したとき、無報酬とする。
- (2) 役員については、理事会及び評議員会開催日（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務を（理事長以外の役員については理事長の命を受けて）行う場合に報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 交通費は、役員^の通勤手当として、非常勤職員就業規則第35条に準じて次の計算方法により支給する。通勤方法又は片道通勤に応じた金額とは、職員給与規程における通勤手当とする。支給額に1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てる。

$$\frac{\text{実出勤日数}}{21\text{日}} \times (\text{通勤方法又は片道通勤に応じた金額})$$

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 交通費の実費については、下記の支給基準に基づき、職員の旅費規程に準じて支給する。

- ① 片道直線距離で2km未満のときは支給しない。
- ② 高速代は、片道直線距離で50kmを超える場合に支払う。
- ③ 他者の車に同乗したときは、その分については支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 前項にかかわらず、定年年齢後勤務する役員に対しては、職員給与を支給しないで役員報酬等を支給し、その額は第4条または第5条によるものとする。

(報酬額の上限)

第7条 当法人の全理事の報酬総額は、年間1,260万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間30万円とする。

(出張旅費等)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表第3により報酬及び旅費(交通費、日当、宿泊料など)を支給することができる。

2 旅費は、原則としてその実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、その実費を原則として支給する。

4 旅費は実情を考慮して、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 出張と同じ日に第4条または第5条により報酬が支払われる場合は、出張による報酬は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬については、前月21日から当月20日までを当月末日に支払う。

ただし、当日が土曜または休日の場合は、その前日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度または第3条第2項に定める業務を行ったときその都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。ただし、常勤役員等の通勤手当については、これを切り捨てる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法人第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬日額
理事長	15,000円
常務理事・理事	10,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

役職名	報酬日額
理事	5,000円
監事	5,000円
苦情対応第3者委員	なし

別表第3（出張旅費等）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	5,000円	実費